

提言書の概要

1．本県における常備消防の現状と課題

(消防本部の現状)

県内の消防体制は8本部であるが、それぞれの職員数・活動水準や救急現場到着時間などについて、全国の消防本部と比較したところ、全国平均レベルにあると言える。

(消防体制の課題等)

しかし、災害や事故の多様化、琵琶湖西岸断層帯による地震など、今後の消防ニーズに対応した組織や施設を整備していくためには現在の消防体制では、相当困難な状況が予想される。

特に、愛知郡広域行政組合消防本部は、組織人員や財政面で制約が多くあるとともに、東近江市では複数の消防本部体制がとられていることなど、これらの地域には、喫緊に解決すべき課題がある。

このため、本県においても広域化のスケールメリットを活かして消防体制の強化を図る必要があるが、多額の経費を要する消防救急無線のデジタル化の時期や、琵琶湖が県の中央部にあるという本県の地理的特性（広域化の組合せにおいては制約となるが無線通信上は有利性がある）を十分に考慮して検討する必要がある。

2．広域化の組合せパターンについて

(2～4消防本部案)

具体的な広域化の組合せパターンを基に検討を行ったが、琵琶湖を擁するという地理的特性などから、2～4消防本部案は組合せパターンとしては考えられるものの広域化のメリットは期待しにくい。

(全県1消防本部体制)

全県1消防本部案は、消防体制の効率化、財政規模の強化、住民サービスの向上など広域化の最大メリットが得られるとともに大規模災害にも的確に対応ができる利点がある。また、県域1ブロックでの整備が望ましいとされている消防救急無線のデジタル化にも並行して対応できる。

なお、実現時期については、課題も多く計画期間内（平成24年度まで）に実現することは困難と考えられることから、デジタル化の期限である平成28年5月までの実現に向け今後関係者が鋭意検討を進めていく必要がある。

3．愛知郡広域行政組合消防本部の広域化について

愛知郡広域行政組合消防本部にかかる課題は早急に解消する必要があり、そのための広域化の具体的な組合せとしては、同じ組織運営方式であり比較的協議が行いやすいこと、県内の広域応援ブロックと一致することなどから、愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部との広域化が適当であると考えられる。